

第二次下野市消費生活基本計画（案）の修正箇所及びご意見等について（栃木県回答）

修正箇所の ページ数・ 行数	修正前	修正後(またはご意見等)	備考
第2章 基本的施策	取組内容及び担当課等一覧表において、市の取組と県の取組が同列に記載されているが、市の計画における施策としては、市の取組を記載し、県の取組とは区分して記載する必要があると思われるため、以下の2点を検討されたい。 ○下野市民を対象として実施されている施策として、市及び県の取組を記載している旨を本文又は注意書きに記載すること。 ○取組内容及び担当課等一覧表について、市の取組と県の取組を区分するなど記載方法を工夫すること。		
7ページ 27行	県くらし安全安心課 安全安心課 (消費生活センター)	県くらし安全安心課 県教育委員会 安全安心課 (消費生活センター)	高校における授業は教育委員会が、出前講座等は、くらし安全安心課が担当するため。
10ページ 取組④	県くらし安全安心課 県生活衛生課 (県南健康福祉センター) 安全安心課	県くらし安全安心課 県生活衛生課 (県南健康福祉センター) (削除)	監視指導は、県の業務であるため。
10ページ 取組⑤	県生活衛生課 (県南健康福祉センター) 安全安心課	県生活衛生課 (県南健康福祉センター) (削除)	監視指導は、県の業務であるため。
14ページ 6行、8行 16ページ 15行、36行 19ページ 10行	栃木県警察本部	栃木県警察	連携する警察機関が本部のみという印象を与えかねないため。
14ページ 取組①・②	県くらし安全安心課 安全安心課	県くらし安全安心課 (削除)	不適正な取引行為への対応は、県の業務であるため。
最終ページ 担当課・相談窓口等一覧	栃木県くらし安全安心課 028-623-3242 栃木県生活衛生課（順番の入れ替え） 栃木県県南健康福祉センター（同上） 栃木県警察本部（削除） 下野警察署	栃木県くらし安全安心課 028-623-2135 栃木県県南健康福祉センター（入替） 栃木県生活衛生課（同上） (削除) 下野警察署	総務担当の電話番号とする。 下野市民の相談窓口としては、県南健康福祉センター及び下野警察署がより適切であり、本部の文言は、本文からも削除したため。